（会議招集の公告に関する経過措置）

第五条　新法第二十八条第二項（新法第二十三条第五項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にその通知を発して招集する総会及び総代会について適用する。

（決算関係書類に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第二十九条、第二十九条の二及び第三十条第一項第七号（これらの規定を新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

（利水調整規程に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第五十七条の三の二（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

（清算人の財産調査義務に関する経過措置）

第八条　新法第六十九条（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、施行日以後に生じた事由により土地改良区及び土地改良区連合が解散した場合について適用する。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第十一条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し中「組合員」の下に「又は准組合員」を加え、同条中「、第二項及び第四項」を「から第三項まで及び第五項」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第四十四号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

（生活困窮者自立支援法の一部改正）

第一条　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条―第九条」を「第五条―第十五条」に、「第十条」を「第十六条」に、「第十一条―第十九条」を「第十七条―第二十六条」に、「第二十条―第二十三条」を「第二十七条―第三十条」に改める。

第二十三条中「第二十条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十二条第一号中「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条中「第四条第三項（第六条第二項」を「第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項」に改め、「含む。）」の下に「又は第九条第五項」を加え、「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条を第二十七条とし、第四章中第十九条を第二十六条とし、第十八条を第二十五条とし、第十七条を第二十四条とし、第十六条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報提供等）

第二十三条　都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

第十五条を第二十一条とし、第十一条から第十四条までを六条ずつ繰り下げる。

第十条第三項中「第十五条第二項」を「次項及び第二十一条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るように努めるものとする。

第三章中第十条を第十六条とする。

第九条第一項第一号及び第二号中「第七条」を「第十二条」に改め、同項第三号及び第四号中「前条」を「第十三条」に改め、同条第二項第一号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第三号及び前条第三号」を「第十二条第三号及び第十三条第三号」に改め、同項第二号中「前二条」を「第十二条及び第十三条」に、「第七条第四号及び前条第四号」を「第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。

4　生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第二章中第九条を第十五条とする。

第八条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第七条第一項及び第二項」に、「生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業並びに同項第二号及び第三号」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用

第八条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（福祉事務所未設置町村の支弁）

第十四条　第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。